

事業承継に 関わる制度

2019年11月

ちえてらすコンサルティング

中小企業診断士

中村剣



1. プロフィール



中小企業診断士とは

中小企業診断士は、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家です。法律上の国家資格として、「中小企業支援法」第11条に基づき、経済産業大臣が登録します。

中小企業診断士制度は、中小企業者が適切な経営の診断及び経営に関する助言を受けるに当たり、経営の診断及び経営に関する助言を行う者の選定を容易にするため、経済産業大臣が一定のレベル以上の能力を持った者を登録するための制度です。



中村剣（なかむらけん）

【得意とする経営テーマ】

経営改善計画策定支援、ICT活用、知的資産経営、創業支援、ソーシャルビジネス

【得意とする産業分野】

サービス業、製造業 ほか

【公職等】

一般社団法人長野県中小企業診断協会 理事
一般社団法人信州アルプス大学校 代表理事
塩尻市商工業振興審議会委員

【保有資格等】

中小企業診断士（経済産業大臣認定 登録番号：411049）

経済産業省 経営革新等支援機関（105020001010）

日本FP協会 AFP（登録番号：51300392）

日本ソムリエ協会 ワインエキスパート、SAKE DIPLOMA

ネットワークスペシャリスト（経済産業省認定 情報処理技術者）

全国相続協会 円満相続遺言支援士



【実績】

コンサルティング・経営診断等

- ◇ 経営改善計画策定支援（飲食業・製造業・小売業等）
- ◇ 経営診断（飲食業・製造業・小売業・宿泊業等）
- ◇ ICT活用支援（ホームページ、SNS活用等）
- ◇ 女性向け創業支援
- ◇ 補助金・助成金申請の支援（ものづくり補助金等々）
- ◇ 長野県よろず支援拠点相談対応（売上拡大、経営改善、創業、SNS活用等）
- ◇ 県商工連エキスハートバンク・ミラサポ専門家派遣
- ◇ ホームページ制作
- ◇ 飲食店向けワイン会プロデュース
- ◇ 執筆業務（女性向け創業支援サイト、中小企業診断ニュース等）

等々

研修・セミナー

- ◇ 創業セミナー（松本市、富士見町、原村、伊那市、辰野町等）講師
- ◇ SNS活用セミナー（金融機関主催）講師
- ◇ 日本ソムリエ協会ワイン検定講師

等々

※2019年3月現在



2. 事業承継



事業承継を取り巻く状況

少子化が進んでいる現状において、経営者の子ども以外への事業承継を検討することが企業存続のために必要とされる今、

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」により、中小企業・小規模事業者の事業承継を取り巻く状況を見ていきます。

<https://www.mirasapo.jp/succession/data/conditions.html>



経営者の平均引退年齢の推移



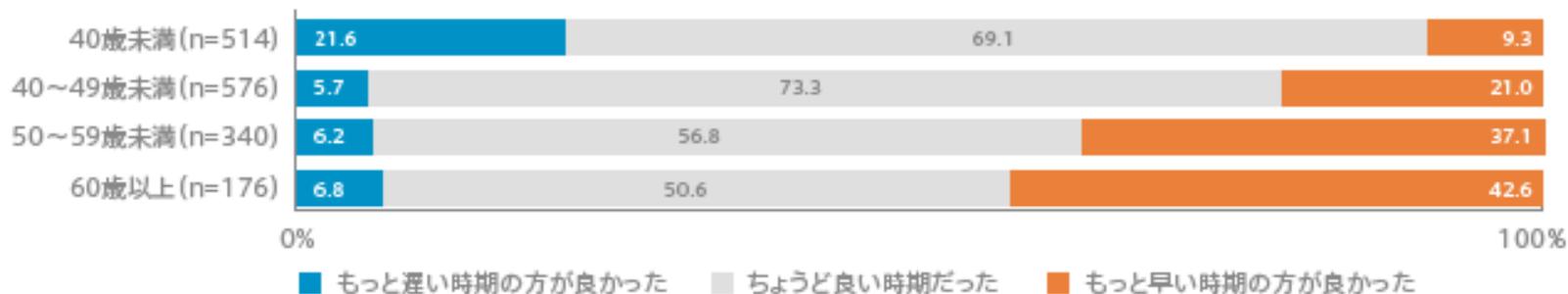
資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



事業承継のタイミング

	事業承継のタイミング			参 考
	もっと遅い時期の方が良かった	ちょうど良い時期だった	もっと早い時期の方が良かった	最近5年間の現経営者の事業承継時の平均年齢
現経営者の事業承継時の平均年齢	38.5歳 (n=177)	43.7歳 (n=1,059)	50.4歳 (n=370)	50.9歳 (n=898)

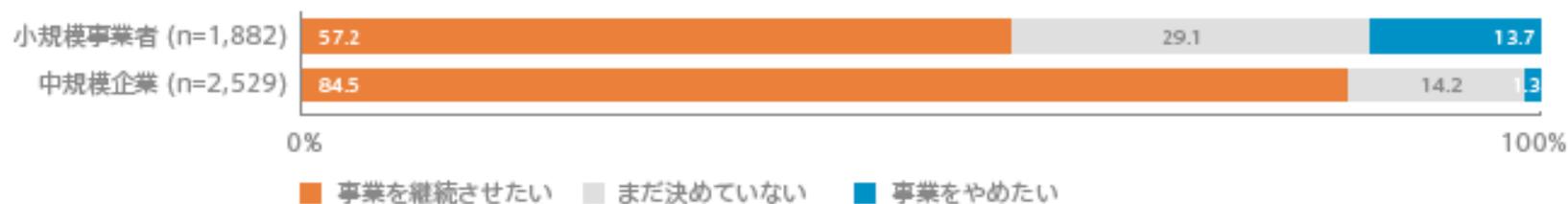


資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
 (注) 事業承継のタイミングについて、「分からない」と回答した企業は除いている。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



経営者引退後の 事業継続についての方針

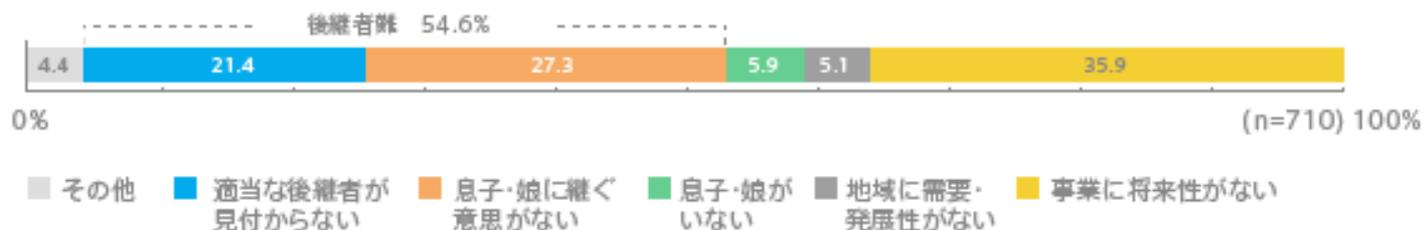


資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
(注) 1. 経営者の年齢が50歳以上の企業を集計している。
2. 「事業を継続させたい」と回答する企業には、事業の売却を検討している企業を含む。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



小規模事業者の廃業理由



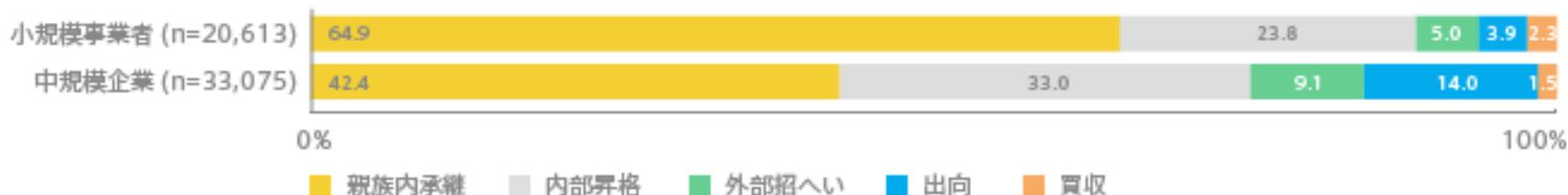
資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

- (注) 1. 今後の事業運営方針について「廃業したい」、又は、経営者引退後の事業継続について「事業をやめたい」と回答した、経営者の年齢が50歳以上の小規模事業者を集計している。
2. 「その他」には、「従業員の確保が難しい」を含む。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



現経営者の承継形態



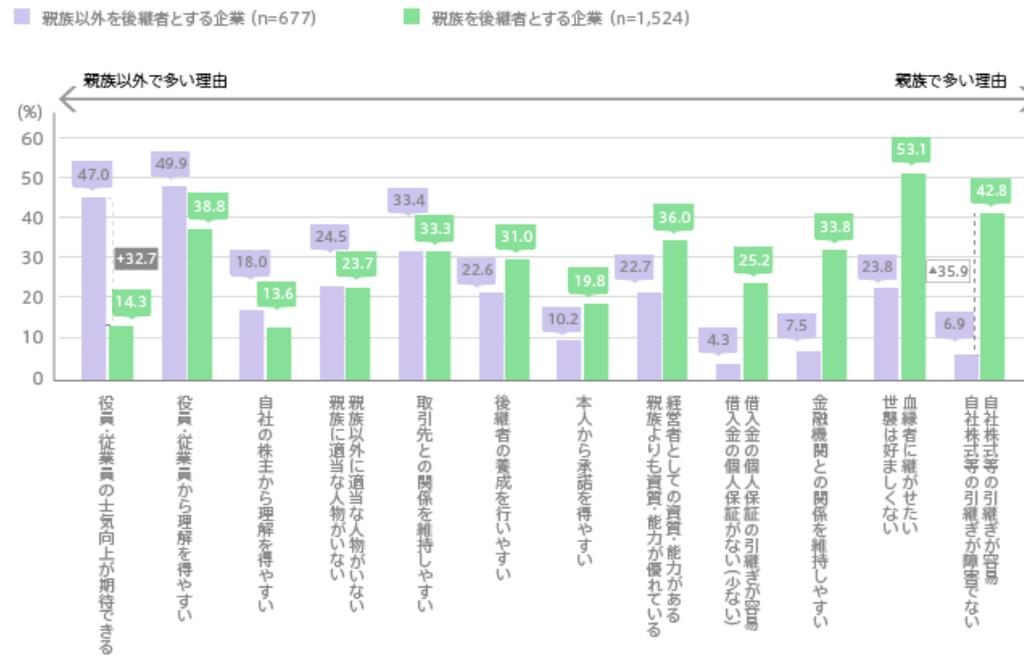
資料: (株)帝国データバンク「信用調査報告書データベース」、「企業概要データベース」再編加工

- (注) 1. 2012年末時点データと2007年末時点のデータを比較し、社長が交代している企業について承継形態を集計している。
2. 承継形態が「創業者の再就任」、「分社化の一環」並びに「不明」の企業は除いて集計している。
3. ここでいう「内部昇格」とは、経営者の親族以外の社内の役員や従業員が経営者に昇格することをいう。
4. ここでいう「外部招へい」とは、当該企業が能動的に外部から経営者を招くことをいう。
5. ここでいう「出向」とは、外部(親会社等)から当該企業に受動的に経営者が送り込まれることをいう。
6. ここでいう「買収」とは、合併又は買収を行った企業側の意向により経営者が就任することをいう。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



中小企業の親族/親族以外を後継者とする理由



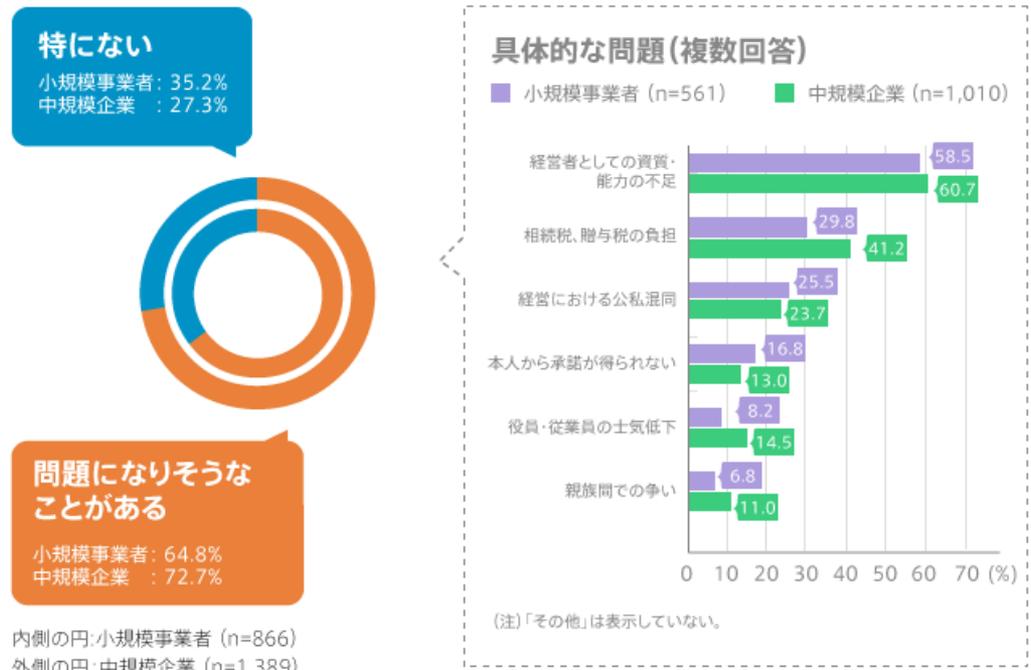
資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

- (注)
1. 常用従業員数1人以上の企業を集計している。
 2. 「特になし」と回答した企業は除いている。また、「その他」は表示していない。
 3. 後継者には、後継者候補を含む。また、自社株式等には、事業用資産を含む。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



親族に事業を引き継ぐ際の問題



資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
(注) 小規模事業者については、常用従業員数1人以上の事業者を集計している。



親族以外に 事業を引き継ぐ際の問題

特でない

小規模事業者：39.3%
中規模企業：36.7%



問題になりそうな ことがある

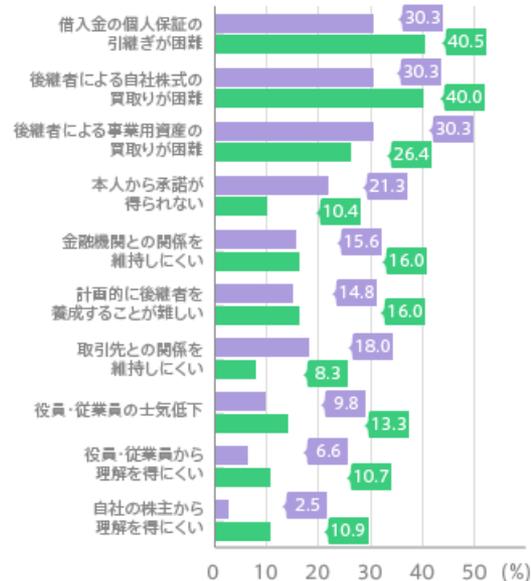
小規模事業者：60.7%
中規模企業：63.3%

内側の円：小規模事業者 (n=201)
外側の円：中規模企業 (n=592)

資料：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
(注) 小規模事業者については、常用従業員数1人以上の事業者を集計している。

具体的な問題(複数回答)

■ 小規模事業者 (n=122) ■ 中規模企業 (n=375)

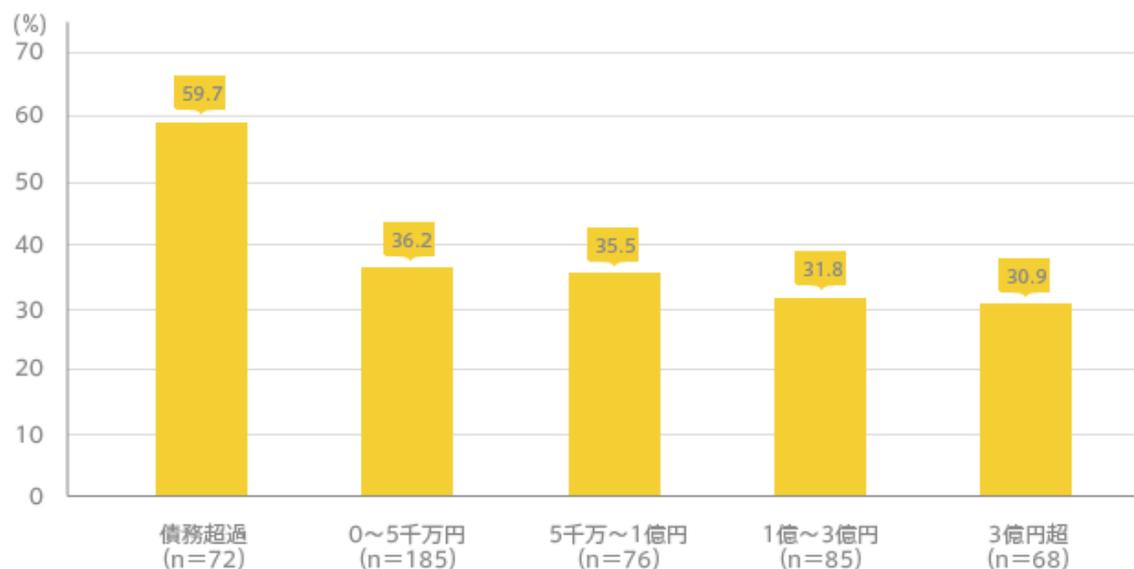


(注)「その他」は表示していない。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



親族以外に事業を引き継ぐ際の問題として借入金の個人補償の引継ぎが困難と回答する企業の割合

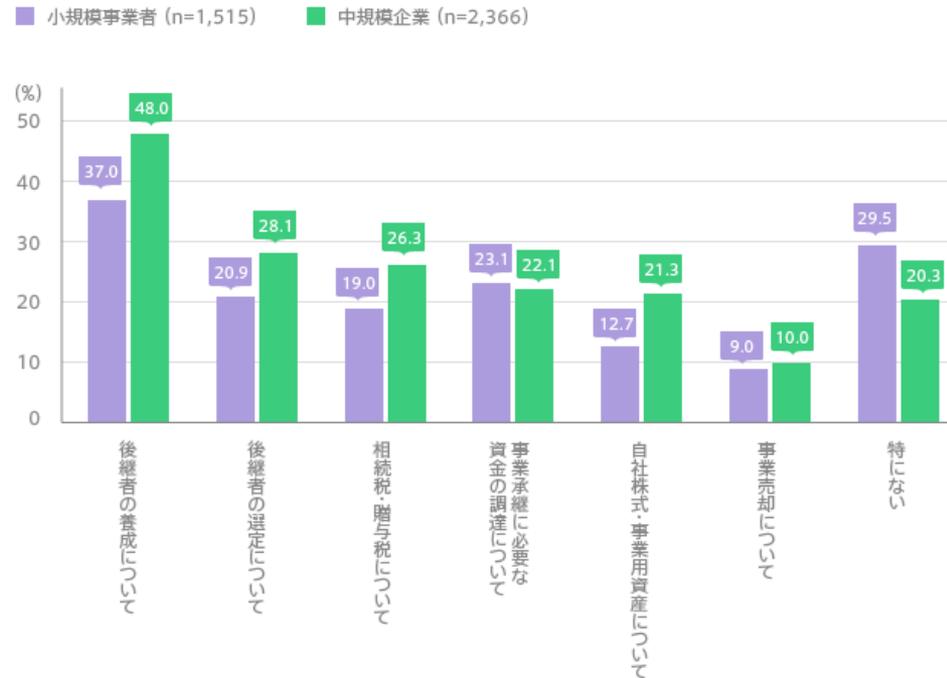


資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
(注) 親族以外に事業を引き継ぐ際に問題になりそうなことを、1項目以上回答した企業を集計している。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



特に关心のある事業承継の知識



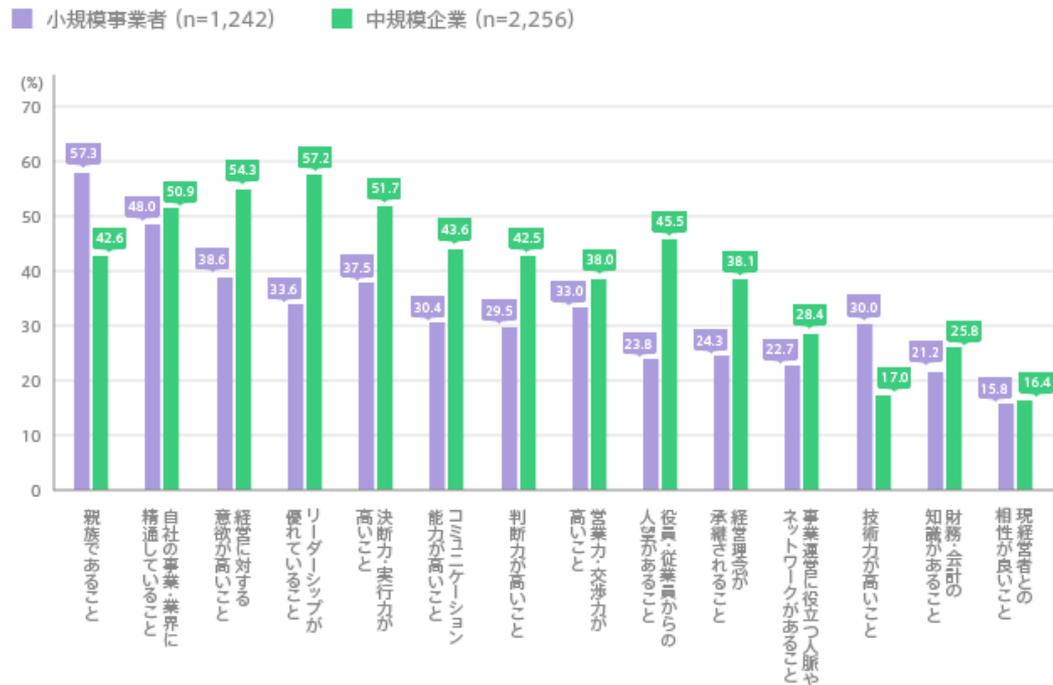
資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

- (注) 1. 経営者の年齢が50歳以上の企業を集計している。
2. 「その他」は表示していない。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



後継者を決定する際に重視すること

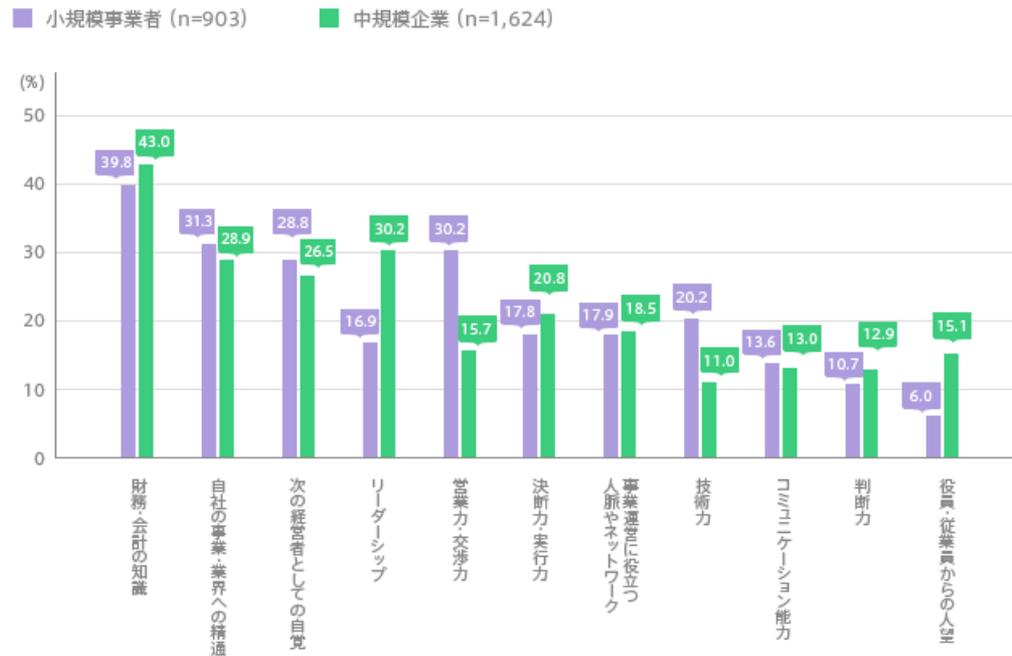


資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)
 (注) 1. 小規模事業者については、常用従業員数1人以上の事業者を集計している。
 2. 「その他」は表示していない。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



後継者に不足している能力等



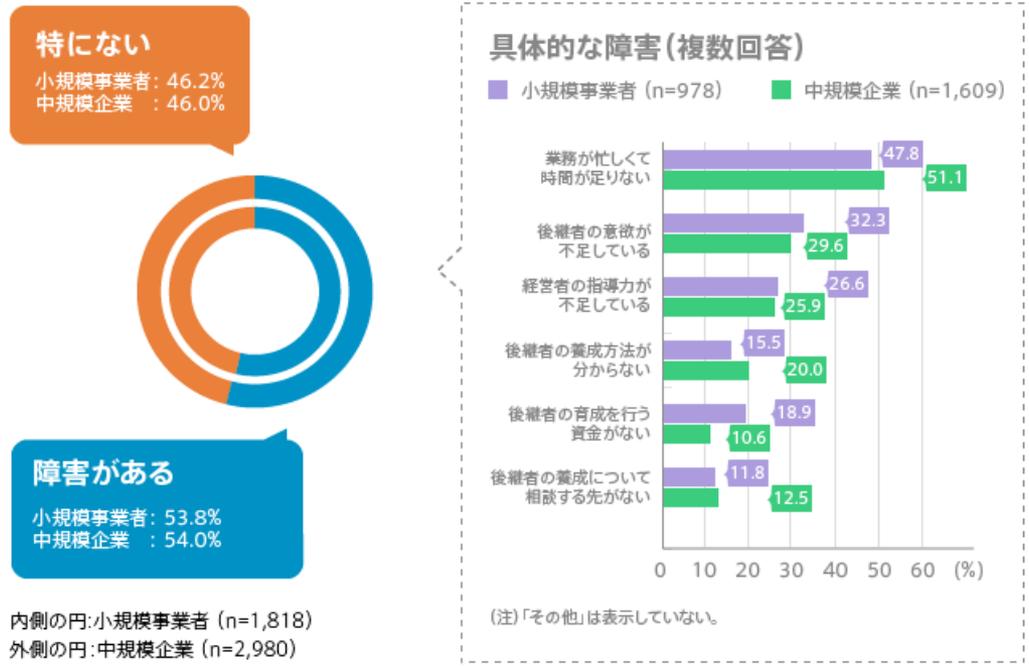
資料：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

- (注)
1. 最大3項目までの複数回答。
 2. 小規模事業者については、常用従業員数1人以上の事業者を集計している。
 3. 「その他」は表示していない。
 4. 後継者には、後継者候補を含む。

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」



後継者の養成における障害



資料:中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」





<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170327shoukei.htm>



後継者に承継する3つの要素



事業承継のステップ

会社の今

①経営の「見える化」

②会社の「磨き上げ」

③事業承継

会社・事業の将来



事業承継の準備

- 経営の「見える化」
客観的な財務状況、目に見えない強みの洗い出し
- 会社の「磨き上げ」
経営のスリム化、本業の競争力アップ
- 事業承継
円滑な引き継ぎ
- 会社・事業の将来



3. サポート制度



経営承継円滑化法

- 事業承継税制
- 遺留分に関する民法の特例
- 経営承継円滑化法による金融支援



事業承継税制

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみ。

改正後

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正後

- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

事業承継補助金

事業承継・M&Aをきっかけとした、事業者の新しいチャレンジを応援します!



平成30年度
第2次補正

受け継ぐ想いに、チカラを。

事業承継補助金

事業承継補助金とは?

事業承継補助金は、事業承継やM&Aなどをきっかけとした、中小企業の新しいチャレンジを応援する制度です。経営者の交代後に経営革新等を行う場合(I型)や事業の再編・統合等の実施後に経営革新等を行う場合(II型)に、必要な経費を補助します。

2016年4月1日~2019年12月31日の間に事業承継を行う必要があります。

／ 経営者交代による承継の後に経営革新等を行う方を支援! ／

I型：後継者承継支援型

●対象となる取り組み：親族の承継／外部人材招聘など



米菓製造・販売を営むY社は、先代からの事業承継をきっかけに「ハラル認証+グルテンフリー」の高品質米菓の生産のため、本補助金を利用して新たに餅つき機を導入。生産性の向上を実現し、欧米への販路開拓を目指している。

フロー



先代経営者



経営者交代

新商品の
開発など



後継者

事業所や既存事業の
廃止等の事業整理(事業縮減)を
行う場合補助額を上乗せします!

廃止・処分費等が発生した場合に限り、
事業転換とみなされます!

I型：後継者承継支援型

補助率	2/3以内 ^{※1}	1/2以内
補助上限額	200万円	150万円



上乗せ額	+300万円	+225万円
------	--------	--------



経営者保証に関する ガイドライン

経営者保証に関するガイドラインは、経営者の個人保証について、

- (1) 個人保証を求めないこと
- (2) 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を判断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に依りて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- (3) 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します。第三者保証人についても、上記(2),(3)については経営者本人と同様の取扱となります。



ローカルベンチマーク

ローカルベンチマークは、企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）として、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行うための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものです。

具体的には、「参考ツール」を活用して、「財務情報」（6つの指標※1）と「非財務情報」（4つの視点※2）に関する各データを入力することにより、企業の経営状態を把握することで経営状態の変化に早めに気づき、早期の対話や支援につなげていくものです。



経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えており金融支援が必要な中小企業・小規模事業者の多くは、自ら経営改善計画等を策定することが難しい状況です。こうした中小企業・小規模事業者を対象として、中小企業経営強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画などの策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進します。

1 経営改善計画を策定し、審査に通ると金融機関から各種の
金融支援（借入条件変更・借換・借入金一本化・新規融資等）を受けられます。

2 顧問先企業での費用負担が必要ですが、認定支援機関の関与により
国からその費用の2/3の補助金（上限200万円）を受けられます。



経営力向上計画

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

国
(事業分野別の主務大臣)

申請 ↑ ↓ 認定

経営力向上計画

中小企業者等
(中小企業・小規模事業者
中堅企業)

【支援措置】

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択
- 他社から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減
- 業法上の許認可の承継を可能にする等の法的支援

申請を
サポート

経営革新等支援機関

例

産工会議所 産工会 中中会



4. 相談先



相談窓口

- よろず支援拠点
- 経営改善支援センター
- 事業承継引継ぎセンター

- 長野県専門家派遣事業
- ミラサポ



長野県よろず支援拠点

相談窓口 経済産業省関東経済産業局委託事業

長野県よろず支援拠点

経営改善 売上拡大 現場改善

よろず支援拠点は、あらゆる経営のお悩みに対応する公的相談窓口です。相談無料！

TOP お知らせ 拠点紹介 コーディネーター紹介 相談会 支援事例 セミナー ご予約・お申込み 支援機関様へ

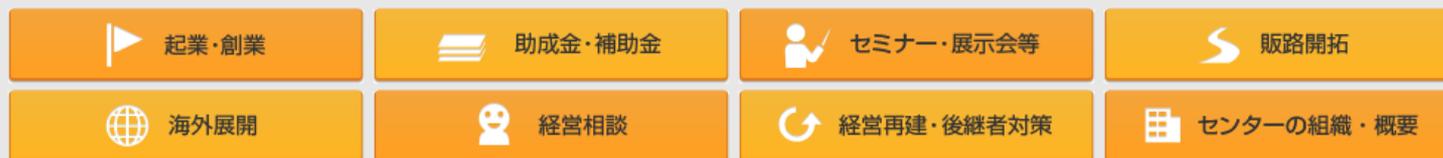
長野県よろず支援拠点では「台風19号による被害に関する特別相談窓口」を設置しご相談を受け付けています



長野県経営改善支援センター

公益財団法人 **長野県中小企業振興センター**

☎ 026-227-5803 **ビーナビ信州**



🏠 > コンテンツ > 事業 > 経営改善支援センター事業

経営改善支援センター事業

更新日：2019.04.01

趣旨・目的

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者の多くの方が、自ら経営改善計画等を策定することが難しい中、このような中小企業・小規模事業者を対象として、認定支援機関が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進する。



長野県事業引継ぎ 支援センター

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

026-227-5803 ビーなび信州



起業・創業	助成金・補助金	セミナー・展示会等	販路開拓
海外展開	経営相談	経営再建・後継者対策	センターの組織・概要

ホーム > コンテンツ > 事業 > 長野県事業引継ぎ支援センター事業

長野県事業引継ぎ支援センター事業

更新日：2018.04.01

長野県事業引継ぎ支援センター事業 HOME

事業の承継に関して、お困りごとはありますか？

長野県事業引継ぎ支援センターでは、事業承継に関する専門家が無料でご相談をお受けいたします。

事業承継・事業引継ぎは、計画的に取り組むことが必要です。

後継者がいないなど、事業の引継ぎに不安を感じたら、まずは『長野県事業引継ぎ支援センター』にご相談ください。

このページの詳細ページを確認いただけます。 表示文字の大きさを変更したい場合は、



5. みなさんとの関わり方



長野県専門家派遣事業

専門家派遣事業

更新日：2019.07.15

創業5年を経過している事業者
(一般向け)はこちらから

創業5年未満および
創業を予定している方
こちらから

事業承継に取り組む事業者
(事業承継向け)はこちらから

★申請書、報告書はこちらから！

★**専門家の方へ★** 請求書の様式が変更になりましたのでご注意ください!! (7/15～)

趣旨・目的

専門家派遣事業は創業者や経営の向上を図る中小企業者等が抱える様々な問題（経営、技術、人材、情報化、海外展開及びマーケティング等）に対し、中小企業者等の申請に応じて、登録された民間の専門家を企業等へ派遣し、適切な助言等を行うことにより問題の解決を図り、中小企業者等の順調な発展・成長の促進を支援することを目的とした事業です。



ミラサポ専門家派遣



ミラサポは、中小企業庁委託事業として中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。 

調べたい語句をご入力下さい



MENU

ログイン

パスワードを忘れた方

ミラサポ
メールマガジン

補助金情報など最新ニュースを配信!
ご登録(無料)はこちら

バックナンバーはこちら

補助金・助成金
ヘッドライン

軽減税率対策補助金
中小企業・小規模事業者等
消費税軽減税率対策補助金

職場での受動喫煙防止対策に
受動喫煙防止

専門家の
活用

派遣専門家 検索・申請

あなたのお悩みにピッタリあった専門家を探してみましょう。目的やエリア、保有資格などから専門家を検索できます。

専門家派遣とは

平成31年4月1日(月) 13:00より、平成31年度分の専門家派遣の申請を受付けています。
お手続きの詳細は、下記手引書及び下方のシステム利用ガイドをダウンロードのうえ、ご参照ください。

ミラサポ専門家派遣申請についての手引書

- 中小企業・小規模事業者のみなさま向け  2019/09/13版 (471KB)
- 専門家支援時に実施していただきたいこと(重要)  2019/09/09版 (544KB)
- 専門家のみなさま向け  2019/10/01版 (840KB)
- よろず支援拠点・地域プラットフォームのみなさま向け  2019/09/13版 (678KB)

これまでの取り組みを「支援事例集」にまとめました。ぜひご参照ください。

- 支援事例集

平成30年度第2次補正予算の概要 (PR資料)

平成31年2月

中小企業生産性革命推進事業

平成30年度第2次補正予算額 1,100.0億円

- 1. 中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
- 2. 中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
- 2. 商務・サービスG クールジャパン政策課 03-3501-1750
- 3. 商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者等が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 小規模事業者がビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。
- ITの導入支援にあたり、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、横展開を行うプラットフォームの構築等を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。
- 小規模事業者持続的発展支援事業により約20,000者の販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、補助事業者の生産性を向上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業

（補助上限額：1,000万円、補助率1/2）

- 中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。
- 小規模な額で中小企業・小規模事業者等が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。（設備投資を伴わない試作品開発も支援）（この場合の補助上限額は500万円。また、小規模事業者の場合は補助率2/3）

- スマートものづくり応援隊、ITコーディネータ、ロボットシステムインテグレータ、技術士等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限額を30万円アップ
- 先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件（※）を満たす者は、補助率2/3

※労働生産性年率3%以上向上を含む経営革新計画または先端設備等導入計画を2018年12月21日以降に申請し、承認・認定を受けた場合

2. 小規模事業者持続的発展支援事業

（補助上限額：50万円、補助率2/3）

- 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。

- 複数社が連携した共同設備投資等は補助上限500万円（50万円×10者）
- 展示会開催支援

3. サービス等生産性向上IT導入支援事業

（補助上限額：450万円、補助率1/2）

- 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITツールの導入支援を行います。

中小企業消費税軽減税率対策事業

平成30年度第2次補正予算額 **560.6億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 消費税軽減税率制度の実施に当たっては、小売業や卸売業等の中小企業・小規模事業者にとって、納税事務や商品管理における事務負担の増大が見込まれます。
- 消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や電子的受発注システムの改修等を行うことを支援しています。
- 平成27年度予備費により中小機構に造成された基金について、現在の補助金申請状況を踏まえて必要な積み増しを行います。

成果目標

- 消費税軽減税率制度の実施に向けた中小企業・小規模事業者の準備を支援し、消費税軽減税率制度の円滑な導入を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 複数税率対応レジの導入等の支援

- 複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）。
- レジの付属機器、商品マスタの設定費、レジの設置に要する経費等を補助対象とします。
- 既に補助金申請を行った事業者が、レジの設置時とは別に行う商品マスタの設定等の費用を補助対象とします。

2. 受発注システムの改修等の支援

- 電子的な受発注システム（EDI/EOS等）等を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
- 電子的な受発注システムの改修とともに、区分記載請求書等保存方式に対応するために請求書管理機能の改修を行う場合の費用を補助対象とします。

3. 請求書作成システムの導入・改修等の支援

- 区分記載請求書等保存方式に対応するために必要となる請求書等の作成に係るシステムの開発・改修やパッケージ製品等の導入に要する経費を補助対象とします。

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

平成30年度第2次補正予算額 **100.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 経営改善の取組みを必要とする中小企業・小規模事業者が認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画策定を支援することにより、経営改善・生産性向上の取組みを促進します。

①経営改善計画策定支援

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を含む本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者が、認定支援機関の助力を得て行う経営改善計画の策定を支援します。

②早期経営改善計画策定支援

事業承継前のみがき上げや経営者保証ガイドラインの活用に取り組む際にも必要となる資金繰り管理や採算管理といった、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が、金融支援等が必要になる前の早期段階で、認定支援機関の助力を得て行う簡易な経営改善計画の策定を支援します。

成果目標

- 経営改善計画の策定及び計画の実行を通じて、中小企業・小規模事業者が行う経営改善・生産性向上の取組を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

中小企業・小規模事業者

①経営改善計画策定支援

- 財務上の問題を抱えている
- 金融支援を伴う本格的な経営改善の取組みが必要

②早期経営改善計画策定支援

- 資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善取組みが必要
- 事業承継前のみがき上げや、経営者保証ガイドラインに対応する体制整備に取り組みたい

申し込み

- 中小企業者と専門家である認定支援機関は、連名で各経営改善支援センター（47都道府県に設置）に利用申請

認定支援機関による計画策定支援等

計画策定支援等

- 認定支援機関は計画策定（デューデリジェンスを含む）や、金融機関との協議などを支援
- 経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助
- 認定支援機関は早期段階における計画策定を支援
- 経営改善支援センターは、計画策定支援費用の2/3を補助

フォローアップ

- 経営改善支援センターは、モニタリング費用の2/3補助
- 認定支援機関は定期的なモニタリングを実施

中小企業等強靱化対策事業

平成30年度第2次補正予算額 15.0億円

中小企業庁 経営安定対策室
03-3501-0459
中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
03-3501-1253

事業の内容

事業目的・概要

- BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の取組事例や早期復旧事例などを広く紹介するとともに、サプライチェーンに位置づけられる中小企業等のBCPの策定を支援し、そうした取組を横展開することによって、中小企業の防災意識の啓発、強靱化に向けた取組の促進を図ります。
- サイバー攻撃に備えて、中小企業等のセキュリティ対策の普及啓発、マネジメント指導のほか、トラブル時の相談対応・現場派遣体制構築等の実証事業を行います。

成果目標

- 延べ2万者の中小企業者に対し、BCPの重要性等について啓発を行います。
- BCPのモデルとなる取組（例：サプライチェーン、地域の中核企業）を支援し、これら支援成果をとりまとめて事例集として公表し、BCP策定を促進します。
- 8地域で、サイバーセキュリティ対策の啓発を行うとともに、トラブル時の相談体制等の実証を行い、必要な人材、体制等を明らかにすることを目指します。

(1) BCP等普及啓発事業



(2) BCP策定・対策支援事業



事業イメージ

1. BCP等普及啓発事業

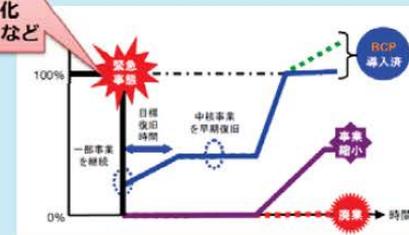
- 中小企業に、自社の災害リスクやサプライチェーンに対するサイバー攻撃のリスクを認識してもらうとともに、BCPの策定・取引先も含めた対策状況の点検や保険を含めた対応等について、啓発を図ります。
- 具体的には、商工団体等を通じて、会員企業等への周知を行うとともに、全国各地において、シンポジウム等を開催します。

2. BCP策定・対策支援事業

- サプライチェーンに位置づけられる中小企業等について、各企業が直面するリスクに応じたBCPの策定をハズオンで支援します。
- 全国各地において、ワークショップを開催し、参加する中小企業に対し、BCPの必要性について啓発を図るとともに、その策定に向けた試行的取組を支援します。
- サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策の普及啓発に取り組むとともに、サイバー攻撃によるトラブル時の相談対応・現場派遣などの支援サービス提供体制を整備するなど、中小企業のニーズに沿ったセキュリティ技術・サービスの実証事業を地域単位で実施します。

例えば、

- ・ 大地震等の自然災害
- ・ テロ等の事件、大事故
- ・ 突発的な経営環境の変化



事業承継・世代交代集中支援事業

平成30年度第2次補正予算額 **50.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を揺るがしかねない事業承継問題を解決するため、今後10年間程度を事業承継の集中実施期間として位置づけ、事業承継ニーズ掘り起こしのため各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとしながら、地域に密着し、より細かい地域単位で専門家派遣など踏み込んだ支援を行う「プッシュ型事業承継支援」の更なる強化を図ります。
- 具体的には、事業承継ネットワークの構築など、全国一律の支援から、より意欲のある地域に対して、業種や業界、地域の特性などに応じた先進的なモデル事業への支援、事業承継・世代交代を契機とした事業者の経営革新や事業転換を図る取組を支援します。

成果目標

- 事業承継ネットワーク参加機関による年間5万件の事業承継診断を通じ、経営者の事業承継に対する「気づき」の機会を増やします。
- 業種、業界や地域の特性などに応じた先進的な事業承継支援のモデルを構築します。
- 補助事業者の事業計画達成率を80%以上とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）プッシュ型事業承継支援高度化事業

平成29年度から開始した事業承継ネットワーク構築事業の全国展開がほぼ図られたため、今後は各県に設置された承継コーディネータやブロックコーディネータ等が、プッシュ型の事業承継診断で掘り起こされたニーズに対して、事業承継計画の策定や課題解決のための専門家派遣などのきめ細かな支援を行うことにより、円滑な事業承継を推進します。

また、事業承継診断等支援データ等を活用し、各県内の事業承継の支援戦略を策定することにより、成長性の高い事業者や地域等を支援します。さらに、これまでの全国一律の支援ではなく、業種や業界、地域の特性などに応じて事業承継の先進的な取組に対して積極的に支援を行います。

（2）事業承継補助金

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業者に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要経費を支援します。

- ① 承継にあたって、後継者が行う生産性の大幅な向上への取組を支援します。
- ② 後継者不在事業者が有するサプライチェーンや地域に根付いた価値ある事業を、M&Aをはじめとした事業再編・統合策により引き継いだ上で更なる成長を図る事業者の取組を支援します。

<類型ごとの補助条件>



中小企業・小規模事業者働き方改革対応体制強化事業

平成30年度第2次補正予算額 10.0億円

1, 2. 中小企業庁経営支援課
03-3501-1763
3. 中小企業庁小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容

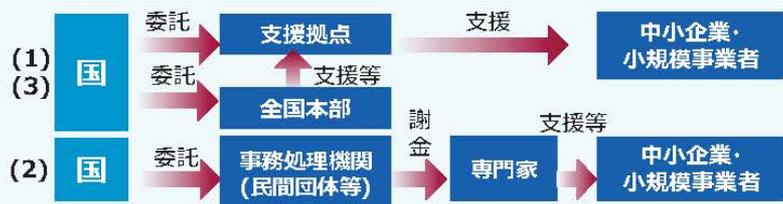
事業目的・概要

- 働き方改革に係る制度改正により、中小企業・小規模事業者は、より一層の業務見直しを迫られることから、よろず支援拠点の体制を強化、中小企業・小規模事業者の人手不足や労働生産性向上など、働き方改革に関する様々な経営相談に対応します。
- 人手不足対応分野については、よろず支援拠点のみでは対応できない相談案件も多数存在しています。中小企業・小規模事業者の人手不足や生産性向上など、働き方改革に関する様々な経営相談に対応するため、専門家派遣事業の派遣件数を増強します。
- また、商工会・商工会議所等の既存の中小企業相談窓口の相談対応能力と支援機能を強化することで、全国の中小企業・小規模事業者の働き方改革への支援を行います。

成果目標

- 中小企業・小規模事業者の働き方改革対応の際に発生する課題解決を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点におけるワンストップ総合相談窓口として、中小企業・小規模事業者の働き方改革等の経営課題に対応するため、各よろず支援拠点に新たにコーディネーターを増員します。

2. 専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで（IT導入に係る課題の場合に限り原則5回まで）無料で派遣します。
 - 中小企業・小規模事業者の人手不足や生産性向上など、働き方改革に関する課題に対する派遣件数を増強します。
- ※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

3. 中小企業相談窓口（商工会等）の対応能力向上支援

- 商工会・商工会議所等の中小企業相談窓口が労働規制に準拠した相談指導対応ができるよう、機能強化を推進します。

中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (中小企業等グループ補助金)

平成30年度第2次補正予算額 **119.8億円**

1. 中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
2. 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 熊本地震により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（熊本県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用の3/4または1/2（うち国が1/2または1/3、県が1/4または1/6）を補助します。また、商業機能回復のため、共同店舗の新設などに要する費用も補助します（補助率は上記と同様）。これらにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1. 対象者

中小企業等グループに参加する構成員（商店街振興組合、まちづくり会社 等を含む）

2. 対象経費

施設費、設備費 等

3. 補助率

中小企業者・中小企業事業協同組合等：3/4（国1/2、県1/4）
上記以外：1/2（国1/3、県1/6）



※事業者負担となる1/4相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

事業イメージ

(1) 施設の復旧等

- 中小企業等の事業者がグループを形成し、復興事業計画（自らの施設復旧に要する経費（資材・工事費等）を積算したものを含む）を作成し県の認定を取得します。計画認定後、認定されたグループの構成員が自らの施設復旧に要する費用について県に補助金を申請し、国の審査を経て交付決定されます。
- 従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

(2) 共同店舗の新設や街区の再配置等

- また、共同店舗の新設や街区の再配置等、地域の需要に応じた商業規模への復興等を支援します。

復興事業計画等による整備



倒壊した工場・施設等の復旧支援



共同店舗の新設支援



産廃診断

産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業

許可申請の手引

産業廃棄物処理施設設置許可申請

産業廃棄物処分業許可申請

特別管理廃棄物処分業許可申請

なお、次のいずれかに該当する場合は、「長期的財務計画書」（様式33）を添付し、また、全てに該当する場合は、客観的に経理的基礎を有するか否か判断できる書類として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書（様式33）を添付してください。

- ・次期への繰越損失がある
- ・3年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
- ・債務超過



IT関連の支援

- ホームページ構築
- SNS活用
- PC環境整備



お問い合わせ

- ちえてらすコンサルティング 中村剣
- Ken_nakamura@chieterrace.net
- 090-8313-0720



- ・ 経営承継円滑化法
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm
- ・ 事業承継税制
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zeisei.htm
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180402shoukeizeisei.htm>
- ・ 事業承継補助金
<https://www.shokei-hojo.jp/>
- ・ 経営者保証に関するガイドライン
<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/index.htm>
<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- ・ ローカルベンチマーク
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/
- ・ 知的資産経営報告書
http://www.smrj.go.jp/tool/supporter/soft_asset1/index.html
- ・ 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm>
- ・ 経営力向上計画
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>
- ・ 早期経営改善計画
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2017/170510kaizen.htm>



- ・ 事業承継マニュアル
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170410shoukei.pdf>
- ・ 会社を未来につなげる－10年先の会社を考えよう－
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170327shoukei.pdf>

- ・ 長野県よろず支援拠点
<https://www.yorozu-nagano.jp/>
- ・ 長野県経営改善支援センター
<https://www.icon-nagano.or.jp/cms/modules/contents/page/00025.html>
- ・ 長野県事業引継ぎ支援センター
<https://www.icon-nagano.or.jp/cms/modules/contents/page/hikitsugi>

- ・ 長野県専門家派遣事業
<https://www.icon-nagano.or.jp/cms/modules/contents/page/haken>
- ・ ミラサポ専門家派遣
<https://www.mirasapo.jp/specialist/index.html>

